

平成 29 年 3 月 21 日

特定非営利活動法人 消費者支援機構福岡
理事長 朝見 行弘 様

悠悠ホーム 株式会社
代表取締役 内山 敏幸

回 答 書

前略

平成 29 年 2 月 28 日付けで、貴機構から受領しました工事請負契約書に関する申入れに対し検討した結果、下記の通り契約条項を変更することになりましたので報告いたします。

記

【是正前】

第 7 条. 着工前の契約解除による損害金

甲が本建物の工事着工前に、甲の都合により本契約の解除を希望する場合、下記の（イ～ハ）記載の違約金条項により本契約を解除する事が出来る。

解約違約金の額

（イ）建築確認設計業務に着手していない場合についての解約

建物請負代金の 10%相当額、もしくは支払済契約金のいずれか多い額。

（ロ）建築確認設計業務に着手している場合についての解約

建物請負代金の 20%相当額、もしくは支払済契約金のいずれか多い額。

（ハ）建築確認設計業務に着手し材料、又は業者への発注をしていた場合についての解約

建物請負代金の 20%相当額、もしくは支払済契約金のいずれか多い額及び材料及び業者へ発注した費用全般。

【是正後】

第 7 条. 着工前の契約解除による損害金

1. 甲が建築確認設計業務に着手している場合、乙は、解約申し入れ時点における設計業務の出来高相当額を違約金として支払うことにより、本契約を解約することができる。
2. 甲が建築確認設計業務に着手し、材料又は業者への発注を行った場合、乙は、設計業務の報酬額及び材料費及び業者への発注費を違約金として支払うことにより、本契約を解約することができる。

以 上